

## 標準処理期間の未設定理由

番号 1

処 分 名	里島定住促進施設の使用許可
根 拠 法 令 名	松山市里島定住促進施設条例(平成27年条例第5号)
条 項	第3条第1項
所 管 課	まちづくり推進課
<b>【標準処理期間を未設定とした理由】</b> 入居者を募集する際、使用許可申請書の受付後、応募者の数に応じて面接審査の日程等を調整するため、あらかじめ処理に要する日数を確定させられない。	